

用語解説

1 ページ (本文)

【地方公営企業法を全部適用した公営企業】

公営企業とは、地方公共団体が提供するサービスのうち、サービスを提供するのに要する経費を利用者からの料金収入で賄うこととされている事業です。(例：病院事業、水道事業、下水道事業、本市にはありませんが交通事業など)

公営企業は地方公営企業法を適用して運営されていますが、同法の全ての条項を適用することを「全部適用」といい、財務や経理の条項のみを適用することを「一部適用」といいます。本市の水道事業及び下水道事業は地方公営企業法を全部適用した公営企業です。

【経費回収率】

水道事業であれば、水道水を作る経費を水道料金で回収できているか、下水道事業であれば、汚水処理に要した経費を下水道使用料で回収できているかを示す指標。これが100%を切っていれば、費用を回収できていないことを表しています。

なお、答申(案)において、水道事業は「料金回収率」、下水道事業は「経費回収率」と表しています。

【有収水量】

水道事業では、水道水配水量のうち、水道料金徴収の対象となる水量を指し、下水道事業では、下水処理場で処理した汚水処理水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量を指します。

【総務省繰出基準】

地方公営企業は、その経営に要する経費は経営に伴う収入で賄う独立採算が原則です。しかし、公共性が高いと判断される経費については、公費つまり税金で賄うこととされています。このような経費を総務省が繰出基準として整理しています。

一例として、下水道事業における「雨水処理に要する経費」があります。詳しくは答申(案)10ページをご覧ください。

3～4 ページ (資料①-(2)-1)

【浄水場】

取水した原水を上水道の水質基準に適合するよう処理するための施設です。赤穂市には、

北野中浄水場と東有年浄水場の2か所があります。

【水源地】

水道水の基となる原水を取水するための施設です。

赤穂市では、河川水（千種川の伏流水）と地下水を原水としており、これらを取水する施設が5箇所あります。

【加圧所】

浄水場から配水池へ水を送る際、送り出しの圧力で水を送ることが困難な給水区域や配水池（高地、浄水場から遠い地域など）に水を送るために、ポンプによる加圧を行う施設です。

赤穂市には、加圧所が10箇所あります。

【配水池】

山上など標高が高い場所に設置される貯水槽です。浄水場で処理された水を配水池に送り、配水池に貯まった水の重さで水道管内の水に圧力をかけ、各戸に配水を行います（自然流下方式）。

赤穂市には、配水池が16箇所あります。

4 ページ（本文）

【収益的収支】

収益的収入と収益的支出を指します。

収益的支出は、営業活動によって生じる経費（電気料金、燃料費、委託料、修繕費など）や、減価償却費、企業債利子などの支出のことです。

収益的収入は、営業活動によって得た水道料金や下水道使用料などの収入をあらわします。

収益的収入が収益的支出を上回った場合が「黒字」となり、下回った場合は「赤字」となります。

【資本的収支】

資本的収入と資本的支出を指します。

資本的支出は、営業活動を行うにあたり必要となる施設の建設改良（新設、更新、耐震化、耐水化など）に要した費用と、企業債償還による支出のことです。

資本的収入は、それらの支出に対する財源で、国庫補助金、企業債、一般会計出資金などが該当します。

7～8 ページ（資料②-(2)-1）

【公共下水道事業】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水処理の相当部分が暗渠である構造のもの。（下水道法第2条第3号イ）

赤穂市では、赤穂処理区として赤穂下水管理センターにおいて汚水処理を行っています。

【特定環境保全公共下水道】

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、赤穂市では赤穂処理区として赤穂下水管理センターで汚水処理を行うほか、福浦処理区、古池処理区、大泊処理区、小島処理区、はりま台処理区にそれぞれ終末処理場を設置し、汚水処理を行っています。

【農業集落排水処理施設】

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした施設です。

赤穂市では、原新田、東有年、西有年第1、西有年第2、有年原、有年牟礼の6処理区にそれぞれ処理施設を設置し、汚水処理を行っています。

【終末処理場】

下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいいます。（下水道法第2条第6号）

赤穂市では、公共（1箇所）、特環（5箇所）、農集（6箇所）において、全12の終末処理場があります。

【汚水中継ポンプ場】

汚水は勾配を利用した下水道管を通じて自然流下で終末処理場へ流入します。しかし、下水道管の距離が長くなるにつれ、地中深くに埋設されることになるため、施工や維持管理が

困難になります。このため、途中のマンホールに中継ポンプを設置し、汚水を汲み上げ、再び自然流下で下流へと流していきます。これを繰り返しながら汚水が終末処理場へと流れていきます。

終末処理場が近づくにつれ汚水量が増えるため、マンホールポンプでは対応できない箇所では建物型の中継ポンプ場を設置しています。

赤穂市には、中継ポンプ場は94箇所（うち建物型は8箇所）あります。

【雨水ポンプ場】

市街地を浸水被害から守るため、雨水を雨水渠でポンプ場へ集め、河川や海へ放流する施設。

赤穂市には、令和3年度に供用開始した御崎第2ポンプ場をはじめ7箇所に設置されています。このほかに、兵庫県のポンプ場が4箇所設置されています。

10ページ（本文）

【使用料対象経費】

3～5年の期間の収益的支出のうち、下水道使用料で賄うべき経費のことです。

本答申（案）では、今後5年間の収益的支出を107億4,300万円と見込み、ここから雨水処理に要する経費、汚水処理に要する経費のうち公費負担することが認められている経費などを控除し、今後5年間の使用料対象経費を52億3,400万円と試算しました。

【調定件数】

調定とは、地方公共団体が歳入の内容や金額を決定することです。ここでいう調定件数は下水道使用料の請求件数と読み替えてください。通常2か月に1度請求しますので、年度途中での開栓や閉栓を行わない場合、1契約あたり1年に6件の請求となります。

12ページ（本文）

【通増度】

従量使用料の最高単価と最低単価の割合のことです。